

トレジャーキッズ えのき保育園



重要事項説明書

(入園のしおり)

令和7年度



株式会社セリオ



目次

第1章 施設概要 1. 施設の目的及び運営の方針 p.3 2. 園舎見取り図 p.5		第4章 家庭との連携 1. 園からのお知らせ p.23 2. 緊急時の連絡方法 p.28 3. 非常災害対策 p.30 4. 緊急時の対応 p.30 5. 家庭と保育園との連絡について p.31 6. 保育内容に関する相談・苦情窓口 p.31 7. 虐待防止等の措置について p.33 8. 第三者評価について p.34 9. 独立行政法人スポーツ振興センターについて p.34 10. 個人情報保護の方針及び個人情報 の取り扱いについて p.34 11. 写真販売について p.35 12. 子ども・子育て支援法 p.35	
第2章 保育の内容 1. 保育の理念、目標など p.6 2. 保育の特徴 p.7 3. 利用の開始に関する事項 p.7 4. 契約の解除 p.7 5. 保育について p.8 6. ご利用料金 p.10 7. 持ち物 p.11 8. 年間行事 p.12 9. 登降園について p.12 10. 食事と離乳食 p.13 11. 慣らし保育について p.14		トレジャーキッズえのき保育園 における個人情報の方針及び個人 情報の取り扱いについて p.36	
第3章 保健と健康管理 1. 登園の条件について p.15 2. 保育園とくすり p.16 3. 園児健康診断 p.16 4. 嘱託医について p.17 5. 感染症の登園基準 p.17 6. 乳幼児突然死症候群 (SIDS) から赤ちゃんを守る ために p.17 7. 予防接種 p.18 8. 病児・病後児保育施設に ついて p.18 9. 睡眠中の突然死から子ども を守るために SIDS リーフレット p.19			

第1章 施設概要

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階
事業者の連絡先	06-6442-0600 (本社)
代表者氏名	黒崎 泰司

(2) 施設の概要

施設の種類	保育所							
施設の名称	トレジャーキッズえのき保育園							
施設の所在地	大阪府吹田市江の木町 14-10							
連絡先	電話番号 06-6155-8825 F A X 06-6155-8825							
管理者	園長 福島 由香							
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童							
利用定員	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	クラス名	ほし組	つき組	にじ組	かぜ組	そら組	だいち組	
	人数	6人	11人	15人	16人	16人	16人	80人
開設年月日	平成 28年 4月 1日							
施設事業所番号	2720551000665							
ホームページ	https://www.serio-corp.com/							

施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園を退園、転園された後にもご相談等がありましたら、上記にご連絡ください。

(3) 施設の概要

敷地	専有面積	370.92 m ²
	園庭	210.26 m ²
園舎	構造	軽量鉄骨造
	延べ	465.78 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
ほふく室	1 室	0 歳児クラス
乳児室	1 室	1 歳児クラス
保育室	3 室	2 歳児・5 歳児は各 1 室 3 歳児・4 歳児の 2 クラスで 1 室
調理室	1 室	
遊戯室 (ホール)	なし	
幼児用トイレ	1 室	
その他		事務室兼医務室 給食エレベーター

(5) 職員体制

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯 (9:00~18:00)
主任保育士	勤務時間帯 (9:00~18:00)
保育士	勤務時間帯 (7:00~19:00 の間のシフト制 8 時間勤務)
看護師	勤務時間帯 (9:00~ 17:00)
栄養士	勤務時間帯 (8:30~17:30 の間の実働 8 時間勤務)
調理員	勤務時間帯 (8:00~16:30 の間のシフト制)

職 種	員数	職務内容
園長	1	園務をつかさどり、所属職員を監督
主任保育士	1	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる
保育士	15	園児の保育
保育補助	3	保育士の補助
看護師	1	園児の健康管理
栄養士	2	園児の栄養指導及び管理
調理員	3	園児・職員の給食調理
嘱託医	2	内科健診・歯科検診

※当園では、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 11 月 1 日大阪府条例第 103 号）」上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

園児の利用状況（令和 6 年 5 月 1 日現在）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
令和 4 年度	12	15	15	16	16	16	90
令和 5 年度	9	15	15	16	16	14	85
令和 6 年度	6	12	15	16	15	16	80

2. 園舎見取り図



- ※安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入をしております。
- ・目的：外部からの侵入抑止および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認のため
 - ・設置場所：各保育室および玄関

第2章

保育の内容

1. 保育の理念、目標など

保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

保育方針

子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。
生活や遊びを通して一人ひとりの子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。

保育目標

- 1 あいさつできる子ども
- 2 おもいやりのある子ども
- 3 自分で考えて行動できる子ども
- 4 心も身体も元気な子ども

2. 保育の特徴

季節に応じた保育、食育を取り入れております。

厚生労働省より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

3 利用の開始に関する事項

当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとします。

4 契約の解除

(1) 下記の場合、保育の提供を終了し、退所させるものとします。

- 満6歳を迎える年度を終了したとき
- 支給認定保護者が退所を申し出たとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退園について

退所を希望される場合には、速やかに吹田市保育幼稚園室と当園までご連絡いただき、退園届を提出していただきますようお願いいたします。

5 保育について

0歳～5歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）をいたします。

(1) 保育時間

		月曜～金曜	土曜
開園時間		7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00
保育時間	標準	7:00 ～ 18:00	7:00 ～ 18:00
	短時間	9:00 ～ 17:00	
延長保育時間	標準	18:01～19:00	
	短時間	7:00～9:00	
		17:01～19:00	
休園日	○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日～1月3日）		

(2) 土曜保育について

- ・土曜保育には、申込書と土曜就労証明書が必要です。
- ・保護者のどなたかが土曜休日の場合はご家庭での保育をお願いいたします。
- ・土曜利用をされる場合は、必ずその週の水曜日の朝の登園時までにご連絡をください。
各クラスに置かせていただいている受け入れ一覧表への記入をお願いします
事前に「土曜保育申込書」を提出いただきますようお願いいたします。

(3) 延長保育について

以下の場合、「延長保育」の申請が必要となり、別途延長料金がかかります。利用月の翌月に請求させていただきます。

標準時間認定をされた方で、18時01分から19時00分、の利用をされる場合

- ① 短時間認定をされた方で、7時00分から9時00分、及び17時01分～19時00分までの間で利用をされる場合

※月極めの延長保育については勤務時間・通勤経路・時間など考慮のうえ、利用時間の申請をして頂きます。

※保護者の方の就労形態や通勤時間の増加などで保育時間の延長が必要になった場合、延長保育の申請をしてください。（ただし、急遽延長保育を希望される場合は、保育園までご連絡ください）

※月極延長保育を利用される場合は、延長保育利用申請書の提出が必要になります。

※単発延長を利用される方は、利用時間数をもとに、月末に集計し翌月に請求させていただきます。

月極	3000円		
単発	30分	200円	1時間 400円

※短時間認定の方は、延長月極をご利用できませんのでご了承ください。

(4) 保育料等の納付について

- ① 基本となる保育料は、吹田市から引き落とし又は、振込通知書等が届けられますので、申請した銀行等へご入金下さい。
- ② 延長保育料や保育材料費等、諸雑費は園から請求書をお渡ししますので引き落とし口座へご準備をお願いいたします。
- ③ 基本請求項目（月固定額）・実費請求項目（実費額）ともに、月末締めのご請求となります。

○ご請求内容について

用品等のお渡し及び特別保育等のサービス提供費用につきましては、発生月の翌月にご請求いたします。

ご請求書は、毎月 20 日頃に保育園より配布し、ご請求金額をお知らせいたします。

・基本請求項目

給食費（主食・副食）、ベッドリース、保育材料費、絵本代、月極延長保育料等、各種月額固定金額のご請求対象であることを確認し、発生月の翌月にご請求いたします。

・実費請求項目

特別保育利用料、入園時用品代、用品代、連絡帳代、行事負担金、単発延長保育料など各種実費負担金額を実施回数に応じて、実施月の翌月にご請求いたします。

※口座登録をお願いいたします。口座登録については

- ① 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります（有償）
- ② ①の受付手数料は下記の通りです。
 - ・楽天銀行、PayPay 銀行、GMO あおぞらネット銀行：350 円（税別）
 - ・上記銀行以外：500 円（税別）
- ③ 手数料の請求時期は、登録後 2 カ月以内での請求を予定しております。
（例）4/1 入園の場合、5/7 までに登録完了されましたら、5 月請求分より引落開始でき、登録手数料の請求は 6 月となります
「R7 口座登録手数料」と記載させていただきます

※本社社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性があります。上記タイミングは目安としていただけますようお願いいたします。

※ご請求月の概ね 27 日に（銀行休業日はその翌日）に口座引き落としとなります

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

(5) その他の保育園事業について

特別保育事業：時間延長保育

地域子育て支援事業：地域交流事業、子育て支援に関する情報提供事業

6 ご利用料金について

(ア) 各年齢に応じた特別保育や、用品代などご負担いただく費用(税込み)については、次の表をもとにご用意をお願い致します。

(イ) この表以外に、写真代などの実費は、必要に応じて別途徴収させていただきます。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
体操教室				2,040	2,040	2,040
スイミング				2,440	2,440	2,440
リトミック			2,200	2,200	2,200	2,200
ベントリース	110	110	110	110	110	
絵本代	440	440	440	440	440	440
保育材料費	400	400	400	400	400	400
主食費				1,700	1,700	1,700
副食費				5,000	5,000	5,000
合計	950	950	3,150	14,330	14,330	14,220
用品代(制服代など)	3,230	1,450	1,450	1,450~37,400		
リトミック教本						1,200
ピアノカ唄口						325
行事DVD代	500~3,850					
スポーツ振興保険費(年間)	210					
振替口座手数料	350~500(税別)					

<令和6年度実績>

お泊り保育	1,835
遠足	790
卒園アルバム	4,400

7 持ってきていただくもの

	クラス 年齢	ほし 0歳	つき 1歳	にじ 2歳	かぜ 3歳	そら 4歳	だいち 5歳	備考
毎日	エプロン (給食・おやつ用)	3	3	2				ハンドタオルにゴムを付けたものを手作り頂きます。 作り方は別紙確認下さい。
	ひも付き手ふきタオル		2	2	2	2	2	
	おしぼり (口ふきタオル)	3	3	2	1			ハンドタオルの大きさと 素材のしっかりしたもの
	哺乳瓶	1						完了食に移行してからはいりません
	コップ	1	1	1	1	1	1	保育中にお茶を飲むために 使用します
	歯ブラシ				1	1	1	毎日持ち帰り洗ってください
	巾着(コップ入)	1	1	1	1	1	1	
	汚物入れ	2	2	2	2	2	2	スーパーの袋
毎日 点検し 補充	私服 上下セット	3	3	3	2	2	2	フリース素材でないもの フードのないもの
	靴下	1	1	1	1	1	1	
	下着(肌着)	3	3	3	2	2	2	
	紙パンツ	6	6	5				トイレトレーニングの進み方によります
	おしりナップ	1	1	1				
	パンツ			3~4	3	3	3	トイレトレーニングの進み方によります
毎週	お昼寝用バスタオルと 敷きパッド	1	1	1	1	1	1	週末に洗濯して月曜に持ってきて下さい。
	手提げ袋				1	1	1	お昼寝用バスタオルと敷きパッドを 入れて持ってきてください
	カラー帽子	1	1	1	1	1	1	週末に洗濯して月曜に持ってきて下さい。
制服 関係	体操服上下				1	1	1	園指定のもの
	上靴				1	1	1	園指定のもの 週末に洗濯をお願いします
	制服				1	1	1	園指定のもの

※数字は必要枚数です

※離乳食のお子様は、哺乳瓶を毎日1本ご持参ください。

※幼児組は制服で登降園し、園内は私服で過ごします。私服を風呂敷に包んでカバンに入れて
きてください。

※上記はあくまでも目安です。お子様の成長や季節に応じて加減して下さい。

※毎日衣類の点検と補充をお願いします。

※紙パンツとおしりナップは定額オムツサービス利用の方は必要ありません。

8 年間行事予定

	保護者様が参加できる行事	園児のみの行事	その他の行事
4月	入園式（対象児の保護者様のみ） 進級説明会		【毎月の行事】 ● 身体測定 ● 避難訓練 【年2回】 ● 内科健診 【年1回】 ● 歯科健診 ● 尿検査
5月	個人懇談 保育参加（幼児）	こどもの日の集い	
6月	↓		
7月		七夕の集い 夏祭り	
8月		お泊り保育 （年長のみ）	
9月			
10月	運動会		
11月	保育参加（乳児）	遠足（幼児クラス）	
12月	↓	クリスマス会 おもちつき	
1月	↓		
2月	発表会（3・4・5歳）	節分の集い	
3月	リトミック参観 （2歳・5歳） 卒園式 （年長児の保護者様のみ）	ひなまつりの集い お別れ遠足	

※年間行事予定表は4月に配布させていただきます。また、行事は変更する場合がございます。その場合はおたより等で詳細をお知らせいたします。

9 登降園について

- (1) 保育園への送迎は必ず保護者の方の責任において行ってください。
- (2) 午前9時30分までに登園できない場合や、欠席される場合は園までご連絡ください。
また、病院受診等で登園が遅れる時も、午前9時30分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっているため、ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。また12時までに登園していただかなければ安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので予めご了承ください
- (3) 園の入り口は、オートロックになっていますので、セキュリティカードを忘れずにお持ちください。カードをお忘れになった場合はインターホンを押して、お子様のクラスと名前をお伝えください。

- (4) お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が変更になる時は、必ずご連絡をお願いいたします。15分以上遅れた場合は保育園から連絡する事があります。
- (5) 車での送迎は近隣の方へのご迷惑となりますので近隣のコインパーキングに入れてください。警備員が園前に立っている場合は警備員の指示に従ってください。
- (6) 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただきます。
- (7) お仕事を休まれて自宅におられる場合は、できるだけご家庭での保育をお願いいたします。やむを得ないご用事がある場合は9時～17時までの保育となります。その際お仕事がお休みの旨を担任にお知らせください。
- (8) ご兄弟の育休を取られる場合も同様に、9時～17時までの保育になります。

10 食事と離乳食

当園の給食の特徴

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう毎月食育活動を行っております。
給食 (昼食・おやつ・補食)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。アレルギー食、宗教食に対応しております。
献立等	毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。毎月19日の「食育の日」はメニューが郷土料理になります。日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。献立の中にお子様初めての食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しいただき、アレルギーの症状がないことを確認してください。
食物アレルギー等の対応	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともございます。
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食(調乳を含む)従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。
その他	朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いいたします。遠足等でお弁当をお願いする場合があります。

11. 慣らし保育について

入園当初から慣れない環境で一日生活することは、お子様にとって大変な負担となります。

お子様の負担を軽減するために、慣らし保育を行います。

慣らし保育は入園日から始まります。

期間はお子様の状況により異なりますが、通常一週間程度です。

状態や欠席状況により期間が延長することもあります。

慣らし保育期間中はお子様のお迎えが早くなりますのでご注意ください。

	お 迎 え 時 間	
	0・1・2歳児	3・4・5歳児
1日目（入園式）	保護者の方と一緒に過ごしてください	
2日目	10：30	13：00
3日目	12：30	16：00
4日目	12：30	通常時間
5日目	16：00	通常時間

※慣らし期間中は9:00～9:30の間に登園してください。

※保護者の方のお仕事の都合により相談させていただきます。

第3章 保健と健康管理

子どもの健康作りは、家庭と園が一体となって取り組むことが大切です。保育園の生活は時にお子様の体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子が見られましたら、早めの病院受診をお勧めいたします。

1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

(1) 症状がある場合の登園について

症状	登園できない
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ■24 時間以内に 37.5℃以上の熱が出ていた ■24 時間以内に解熱剤を使用している
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ■24 時間以内に2回以上の水様便がある ■24 時間以内に下痢止めの薬を使用した ■食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする ■便がゆるく、以下の症状が1つでもある <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・お腹を痛がる <li style="width: 50%;">・体温がいつもより高めである <li style="width: 50%;">・尿が半日以上でていない <li style="width: 50%;">・機嫌が悪い <li style="width: 50%;">・元気がない、ぐったりしている
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ■24 時間以内に嘔吐がある ■24 時間以内に吐き気止めの薬を使用した ■吐き気に伴い、以下の症状が1つでもある <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・吐き気が治まらない <li style="width: 50%;">・お腹を痛がる <li style="width: 50%;">・体温がいつもより高めである <li style="width: 50%;">・機嫌が悪い <li style="width: 50%;">・元気がない、ぐったりしている <li style="width: 50%;">・食欲がなく、十分な食事や水分が摂れない
咳	<ul style="list-style-type: none"> ■夜間（睡眠中）しばしば咳のために起きた ■喘鳴（ゼイゼイやヒューヒューなどの音）がある ■呼吸が速い、呼吸がいつもと異なる（肩呼吸・陥没呼吸・鼻翼呼吸など） ■咳とともに嘔吐が数回ある ■少し動いただけでも咳が出る、咳が止まらない
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ■原因不明の発疹があり、受診をしていない ■感染症が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された ■口内炎等のため食事や水分が十分に摂れない ■痒みが強く患部を掻いてしまう、痒みや痛みなどが伴い機嫌が悪い ■症状のある部位を覆い隠すことが出来ない

(2) 保育中に発病した場合のお迎えをお願いする基準（一例）

発熱	<ul style="list-style-type: none"> ■ 37.5℃以上の発熱があるとき ■ 平熱より 1℃以上高いとき ■ 体温が 37.5℃未満だがいつもより高めで、他にも症状を伴う場合 (例) ・ 咳や鼻水等の呼吸器症状が目立つとき ・ 食欲なく水分が摂れないとき ・ 排尿回数がいつもより減っているとき
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき ■ 腹痛を伴う下痢があるとき ■ 水様便がみられるとき ■ 漏れ出る下痢があったとき
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 回でも嘔吐をしたとき ■ 吐き気が止まらないとき ■ 吐き気があり、他にも症状を伴うとき (例) ・ 腹部症状（お腹を痛がる、便がゆるいなど） ・ 体温がいつもより高い ・ 食事が十分に摂れない
咳	<ul style="list-style-type: none"> ■ 咳があり眠れないとき ■ 呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき ■ 少し動いただけでも咳が出るとき ■ 咳とともに嘔吐が数回あるとき
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発疹が時間とともに増えたとき ■ 痒みや痛みを伴い、機嫌が悪いとき

2. 保育園とくすり

当園ではお薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は事前にご相談ください。

受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等医師へ相談をすることをお勧めします。

また、当園では怪我をした際には消毒薬は使用せず流水で洗浄し、経過を観察します。傷の大きさによってはガーゼを使用し、医療用テープで固定することもあります。

3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診	年2回実施
歯科健診	年1回実施
尿検査	年1回実施
身体測定（身長・体重）	毎月実施

4. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員との相談対応・指導を行うものです。

ちばクリニック	吹田市山手町 2 丁目 9-1	06-6388-0358
松岡歯科	吹田市江の木町 2-39 ラヴェール江坂 1F	06-6339-3000

5. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、「登園許可証について」に記載されている感染症、または新型コロナウイルス感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「登園許可証」または「登園届」が必要となりますので、登園の際に提出してください。

また、各種感染症については、厚生労働省・子ども家庭庁が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いいたします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。

なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

6. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

睡眠時の死亡事故を防ぐために、保育園では睡眠時のお子様の呼吸の状態や姿勢などを以下の通りに観察しています。

0歳児	5分毎
1歳児、2歳児	10分毎

- ◆ 睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも、睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は、仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。
- ◆ 睡眠中の環境が暖かすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではない素材を選ぶとよいです。

7. 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経験が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種を午前中に受けた場合、その日は登園を控え、ご家庭で様子を見てくださいますよう、ご協力お願いいたします。受けられた予防接種の種類、日時についてすくすくノートへのご記入をお願いいたします。

8. 病児・病後児保育施設について

お子さまが病気または病気の回復期にあつて、保育所などでの集団保育が困難、もしくは与薬などの必要があるといった場合に、医師の判断に基づいて利用いただける保育室です。

ご利用にあたっては、吹田市のホームページをご覧ください。

吹田市病児・病後児実施場所

2024年12月26日更新

施設名	住所	電話番号	定員	運営方法
病児・病後児保育室シックキッズ (えちごクリニック2階)	藤白台4丁目33-12	06-6832-1248	9人	委託
病児・病後児保育室江坂キッズ (大和病院前デイサービスセンター2階)	垂水町3丁目19-5	06-6380-2638	9人	委託
病児・病後児保育室エキスポキッズ (吹田徳洲会病院7階)	千里丘西21-1	06-6816-8873	9人	補助
病児・病後児保育室ひろあキッズ (市森クリニック2階)	津雲台5丁目17-46	06-6310-1236	6人	委託
病児・病後児保育室吹田けんとキッズ (patona吹田健都2階)	岸部新町3-33	06-6155-5872	6人	委託
病児・病後児保育室ぶろっこりー	佐竹台1丁目6-1-2	06-6310-1656	9人	委託

※定員に余裕がある場合でも、お子さまの症状によっては、ご利用いただけない場合がございます。

9. 睡眠中の突然死から子どもを守るために

●乳幼児突然死症候群（SIDS）について

それまで元気だった子どもが、事故や窒息ではなく、眠っている間に死亡してしまい死亡調査や解剖検査でもその原因が同定されない突然死のことを「乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）」といいます。

○発生頻度

- ・ 1歳未満の児の死因の第3位
- ・ 日本での発症頻度は出生 6000～7000 人に 1 人
- ・ 8割が家庭・2割が病院や保育施設で発生

家庭では両親の喫煙、うつ伏せ寝、温めすぎなどで発生率が高い。

保育園では、入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1週間ないし1ヶ月)や、何らかの体調不良であった子どもに多く発生。

○入園当初や預けて日が浅い時期（初日から1ヶ月程）は…？

「初めて母親から離れることへの精神的ストレス」や、「集団生活への導入などの肉体的疲労」など、環境の変化に伴う要因が重なり、限界を超えた時に起こりやすいと言われています。

○何らかの体調不良って…？

微熱がある、ミルクの飲みが悪い、食欲がない、軽い風邪症状、機嫌が悪い、など、「なんとなくいつもと子どもの様子がちがう」という症状で、まさか突然死するなんて…という場合が多いようです。

★★★ 予防対策にご協力をお願いします ★★★

SIDS は予測できず防ぎようがないとも言われていますが、睡眠中異常の早期発見のため、保育園では睡眠時5～10分おきに呼吸状態や体位などのチェックを行っています。

ご家庭でも、下記の点に気をつけていただき、特に体調不良時はお休みし、「いつもと違う」場合は職員にお伝えいただきますよう、ご協力を宜しくお願い致します。

◎「慣らし保育」にご協力ください

保育園では慣らし保育を無理のないよう十分に行うことで預かり初めのストレス軽減に努め、感染症やお子様の体調不良をしっかりと把握していきたいと思えます。

慣らし保育中はご家庭でもしっかり子どもに寄り添い、様子をみてあげてください。慣らし保育後1ヶ月程も注意が必要です。

◎ 体調不良時はお休みしてください

◎ 「いつもと違う」場合は、登園時に職員に伝えてください

◎ ご家庭でのお子様の様子は毎日の連絡ノートに記入をお願いします

◎ ご家庭での睡眠時も、仰向け寝の習慣をつけていただきますようお願いいたします

◎ 子どもの近くでの喫煙はやめましょう

寝ている 赤ちゃんの いのちを 守るために



にょうりょう じとつぜん ししゅうごん エスアイデーエス
乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまふ原因不明の病気です。

●令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは
「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

できるだけ
母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

たばこはやめる



たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids>



乳幼児突然死症候群(SIDS)
診断ガイドライン(第2版)
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>



乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



ベビーベッドに寝かせ
柵は常に上げておく。
頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょ
う。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には
枕やぬいぐるみをおかない。
口や鼻はおおわない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で
す。枕やタオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし
ましょう。



下に敷くふとん・マットレスは
固めのものを使う。
上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ
とんは使用せず、服装で温度調整しましょう。

また、保護者が添い寝をする時は、赤
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注
意しましょう。



こどもまんなか
こども家庭庁



健康が親子21

第4章 家庭との連携

1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、子どもトレジャーキッズえのき保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

(1) 朝ごはんを食べてから登園しましょう

朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

(2) 熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数31以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動(園庭あそびや散歩など)を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて午前9時の吹田市の暑さ指数が**厳重警戒(28～31℃)**を超える場合、その日の日中は**戸外活動を控えるように**します。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

(3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒に てください

車は危ない、とわかっているにもかかわらず、こどもは急に走り出します。行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがねません。送迎時、園職員が門扉周辺で見守ることはしておりません。

保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんばんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。

安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

(4) お子様たちのかみつき・ひっかきについて

お子様に自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」、「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。反対に「〇〇ちゃん、好き!」、「あそぼう!」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともありますが、保育者はお子様たちがかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかきが起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。保護者様の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

(5) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしています。その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」と思わず、他のお子さんの安全にも配慮しましょう。

◆ 身に着けて登園できないもの

◇ 飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン

◇

◆ 身に着けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの

◇ 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど

◇ 気管支拡張剤(咳止め)テープ、虫よけシール、虫刺されパッチなど

◆ 園の活動中に身に着けることができないもの

◇ フードつきの衣服(パーカー、ダウンジャケットなど)

◆ カバン等につけて持参できないもの

◇ ボールチェーンのキーホルダー

(6) お子様の写真とプライバシー保護について、 大切なお願い

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の顔がわかる写真を Facebook、ブログ、Instagram、YouTube、SNS などネット媒体にアップされませんよう、ご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様(たち)が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様(たち)の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなお事情があります。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね！」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

2. 緊急時の連絡方法

(1) 緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。**記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。**変更箇所の訂正をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者のみな様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります第1緊急連絡先から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。
- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、株式会社セリオ 保育事業部へご連絡ください。

TEL 06-6442-0600

(2) 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子さんを災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のご協力をお願いいたします。

非常災害が発令された場合、または現実には非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。

避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはご遠慮ください。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時（園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等）は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

保育園からの連絡が取れない場合は下記の場所へお迎えに来てください。

<災害時避難場所>

	名 称	住 所
広域避難場所	アメニティ江坂	吹田市江の木町 33 番地
一時避難場所	もくせい遊園	吹田市江の木町 12-19

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの方（代理引取り人）をお知らせください。

※園児の引き渡しは、迎えにきた際に必ず職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。

(3) 自然災害時の対応

台風などの自然災害時（大雨、地震、津波、高潮、暴風等）の対応は、吹田市の対応に準じて対応して参ります。

警報が発令された場合、子どもの安全確保のため、次のように対応します。
ご理解の程よろしくお願ひいたします。

<災害警報について>

台風などで、吹田市内に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合、児童の安全確保のため、次のように対応します。

■午前7時現在吹田市内に「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合
→自宅待機いただきますようお願いいたします。

■午前10時までに吹田市内の「暴風警報」や「特別警報」が解除された場合
→開園いたしますので、事故の無いように登園してください。

9時を過ぎて警報が解除された場合は給食の用意がありません、
お弁当をお持ちいただきますようお願いいたします。

■午前10時までに吹田市内の「暴風警報」「特別警報」が解除されない場合
→臨時休園とします。

■保育時間中に吹田市内の「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合
→保護者の方にご連絡をいたしますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

※警報が出た場合は、その都度キッズダイアリーにてお知らせいたします。

※警報の解除後も十分に気をつけて登園願ひます。

※保育園への個々のお問い合わせは混雑しますので、吹田市のホームページやネットの
災害情報でのご確認をお願いいたします。

3. 非常災害対策

防犯設備	玄関扉電気錠
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・防災機器点検 年2回（7月・2月） ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有
消防計画届出年月日	2016年6月27日
防火管理者	園長 福島 由香
定期訓練	避難訓練：毎月1回実施 消火訓練：毎月1回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否情報メール	保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信（キッズダイアリー）を行っています。 この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。
災害時用備品	ござ6巻、拡声器1台、ラジオ1台、蓄電池1台、非常用持ち出し袋6個

4. 緊急時の対応

対応方法	<p>児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。</p>	
消防・救急	管轄	吹田西消防署
	所在地	江坂町1丁目21-6
	連絡先	06-6384-0151
警察	管轄	吹田警察署
	所在地	吹田市穂波町13-33
	連絡先	06-6385-1234
嘱託医	管轄	ちばクリニック
	所在地	吹田市山手町2丁目9-1
	連絡先	06-6388-0358
嘱託歯科医	管轄	松岡歯科
	所在地	吹田市江の木町2-39 ラヴェール江坂1F
	連絡先	06-6339-3000

5. 家庭と保育園との連絡について

- 保育園から家庭への連絡は、キッズダイアリーや印刷物（おたより）又は、掲示板で行います。
- 期日のあるものは、必ず提出期限をお守りください。
- 疑問やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。ご家庭と保育園の連絡を密に行っていきたいと思えます。
- 0歳児から2歳児の連絡ノート（キッズダイアリー）は、毎日ご記入又は確認をお願いします。3歳児以上も大事なお知らせ等がありますので、毎日キッズダイアリーをご確認頂きますようお願いいたします。

6. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
集団生活・安全のルール	保育活動や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうる事はお控えください。
セキュリティー	当園はセキュリティーカードで入退室の管理を行っています。
運営委員会	当園では運営委員会を行います。

当園としては「こどもたちの最善の利益」という目標やご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、または園と保護者の信頼関係構築に支障をきたす場合や支障をきたすと予測される場合には、自治体と相談の元、対応を検討させていただく場合がございます。ご理解ご協力お願い致します

7. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

(1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

(2) 解決の体制について

◆保育園

受付担当者	主任保育士及び各クラス担任
解決責任者	福島 由香（トレジャーキッズえのき保育園 園長）
連絡先	06-6155-8825 ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。

◆第三者委員

氏名	社会保険労務士法人 和（なごみ） 加藤 / 佐々木
連絡先	06-6942-0753

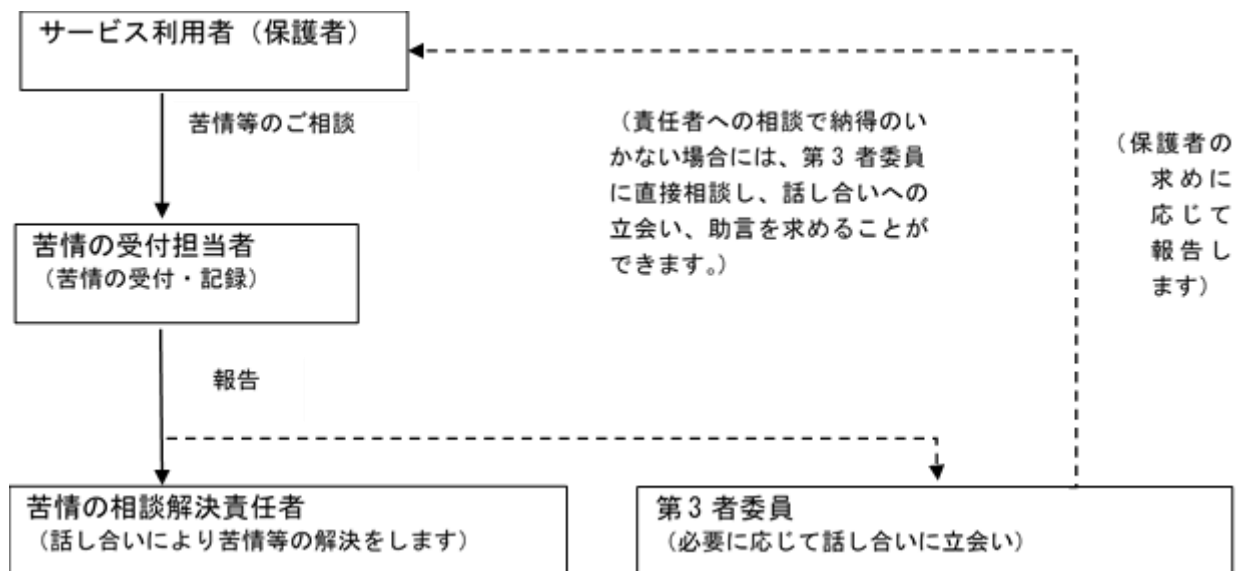
◆その他の相談・苦情受付窓口

部署名	株式会社セリオ 保育事業部
連絡先	06-6442-0600

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
 その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
 なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



(2) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に努めます。

6. 見守りカメラの設置

登園は安心安全な施設運営への取り組みのため、園内見守りカメラの導入をしています。

目的：外部からの侵入抑制および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認のため

7. 虐待防止等の措置について

体制整備等	児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

*** 児童虐待対応マニュアルより抜粋**

8. 第三者評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。

当保育所の受審結果は、ホームページでご覧ください。

9. 独立行政法人スポーツ振興センター

日頃から安全な保育を心がけておりますが、万一の場合に備えて、入園と同時に全児童が独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。下記の場合には、独立行政法人スポーツセンター法で定められた給付金が支給されます

- ・ 共済掛金 共済掛金 6 割のご負担額を、年に一度ご請求いたします。
(医療費の自己負担の総額が 5000 円以上の場合に負担されます)
- ・ 保育園で保育を受けている時に怪我や事故が発生した場合
- ・ 通常の経路での登降園中に怪我や事故が発生した場合
- ・ 保険外治療は支給対象になりません。

11. 利用者に対するの保険

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（賠償責任保険）
保険の種類	賠償責任保険（施設・生産物）、傷害保険
保障内容／金額	【賠償責任保険】 施設対人(1 名につき) 1,000,000,000 円

12. 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

（トレジャーキッズえのき保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて詳細を記載 p36）

- (2) ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

当園では園児の活力ある姿を保護者の方々のみならず、広く内外に広報することによって、地域の皆様や当園に入園を希望される方、当園に関わる方に対し、園の活動内容をよりご理解していただきたいと考えております。そのために弊社ホームページをはじめとして、弊社パンフレット、園内掲示等に保育園生活のいきいきとした写真を掲載したいと考えております。

① 掲載内容

- ・日ごろの園児の生活や活動の様子
- ・園児の作品、制作物
- ・行事での保護者様と園児の様子

② 掲載媒体

- ・弊社ホームページ、フェイスブック、ブログ、インスタグラム、YouTube など 弊社インターネット関連媒体
- ・弊社パンフレット、園紹介パンフレット等
- ・園内掲示

③ 不掲載・訂正・削除

- ・ご同意いただけない場合は、掲載いたしません。
- ・掲載後でも保護者より訂正・削除依頼があれば、対応いたします。

13. 写真販売について

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社スタジオアリスが運営する「インターネットスクールフォトサービス“egao”」を通じ、インターネット上でご購入いただいています。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族で楽しみいただきますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

写真購入に関しましては、保護者様より直接スタジオアリスで購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

14. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項により公表、公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

トレジャーキッズえのき保育園における
個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(弊社における個人情報保護管理者)

株式会社セリオ

本社 担当：富永 妙子

住所：大阪市北区堂島 1-5-17

堂島グランドビル 8 階

TEL：06-6442-0600

トレジャーキッズえのき保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

(基本理念)

1. トレジャーキッズえのき保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

(個人情報の利用目的)

2. トレジャーキッズえのき保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者への提供)

3. トレジャーキッズえのき保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の管理)

4. トレジャーキッズえのき保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

5. トレジャーキッズえのき保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

【個人情報に関するお問合せ窓口】

お問合せ内容	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱いに対するご意見等・個人情報保護方針について・個人情報の開示等（開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止）・利用目的について
お問合せ窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 冨永 電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881 電子メール： tominaga@serio-corp.com

(個人情報保護体制の継続的改善)

6. トレジャーキッズえのき保育園は、この「トレジャーキッズえのき保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

(個人情報の任意性について)

7. トレジャーキッズえのき保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますのでご了承ください。